

「表紙共 17枚」

令和4年10月

# 定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和4年11月7日(月曜日) 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1 番 石井照久	11 番 河津裕治
2 番 松原忠雄	12 番 川津清則
3 番 横田秀喜	13 番 財津満寿光
4 番 江藤義幸	15 番 美野英俊
5 番 左原三枝子	16 番 伊藤明美
7 番 森 克男	17 番 原田文利
8 番 飯田 隆	18 番 財津政美
9 番 湯浅正徳	19 番 高瀬義徳
10 番 川津美利	

4 出席事務局職員

局長 武内義則 係総括 田中さおり 主査 小野芳也 主任 櫻木悠輔 主事 太郎良悠希

## 10月定例総会議事日程

1 開会および総会成立宣言

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案訂正

5 議案審議

第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件

第3号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請の件

第4号 農地法第5条の規定による許可申請の件

第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件

第6号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書発行について

第7号 日田市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について

第8号 11月調査委員の選任について

6 その他

(1) 農業者年金加入推進強化月間について

(2) 11月現地調査

日 時 11月24日(木) 午前9時～

※ 調査委員

(3) 11月調査委員会

日 時 11月29日(火) 午前9時～

※ 会長、副会長、調査委員

(4) 11月定例総会

日 時 12月 8日(木) 午後2時～

会 場 7階 大会議室

(4) 行事日程

11月21日(月) 常設審議委員会(大分市)(会長)

11月22日(火) 農地利用最適化推進大会(別府市)

(6) その他 ・「10月分農業委員会活動記録簿」の提出日

・「10月戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

<p>事務局長 (武内義則)</p>	<p>皆さんこんにちは。それでは、ただいまより定例総会を開会いたします。本日は、6番綾垣和子委員から欠席届が出ております。また、14番中島浩司委員がまだ到着していません。総会の成立でございますが、委員総数19名中出席委員17名で、日田市農業委員会会議規則第10条の規定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。また、会議に入ります前にお断りをさせていただきますけども、議事進行上、発言される場合は、挙手をして議長が指名した後に、発言されるようお願いいたします。また、携帯電話を持ちの方は電源を切るかマナーモードになっているか確認をお願いしたいと思います。それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。会議規則第8条により会長が会議の議長を務め、議事を整理することになっておりますので、会長に議長をお願いいたします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>改めまして、こんにちは。稲刈りもほとんどのところが終わり、農作業に関わった方は一息つかれたところじゃないかと思います。コロナが日田市も少しずつ増えてきているようなので、体調には十分注意してほしいと思います。また、すべての商品が値上がりをしております。特に燃料とかですね。色んなものがありますが、農産物はなかなか価格転嫁ができません。特に市場出荷は市場で定められた金額でございますので、なかなか価格転嫁ができない状況となっております。また、畜産物の方で牛乳の値段が上がったと聞きますけど、農家のほうに、直接そのお金が行くかどうかはわかりませんので、これから先ですね、皆さん方と注視してまいりたいと思います。それでは着座いたしまして、議事進行してまいります。</p> <p>議事録署名委員の指名でございます。私のほうから指名してよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>それでは、8番飯田隆委員、12番川津清則委員のお二方をお願いしたいと思います。</p>

<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>事務局、議案訂正がございましたらお願いします。</p> <p>はい、事務局からです。議案訂正はございません。私からは以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>では、早速議案の審議に入りたいと思います。今回の調査委員は、3番横田秀喜委員、6番綾垣和子委員、10番川津美利委員の3名の方でございます。調査委員長は、3番横田秀喜委員でございます。それでは、横田委員、お願いします。</p> <p>それでは、横田委員、調査委員長、現地調査の結果とかですね、一言お願いしたいと思います。</p>
<p>調査委員 (横田秀喜)</p>	<p>3番の横田でございます。25日に現地調査、28日に調査委員会がございまして、3名の調査委員と職員の方と現地を見て回りました。私ども見た限りでは問題のある所はなかったと思いますけど、今日は審議をよろしくお願いしたいと思います。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それではですね、さっそく議案の審議に入りたいと思います。第1号議案農地法第3条の規定による許可申請の件、4件でございます。事務局は説明をお願いしたいと思います。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>それでは、私から農地法3条の申請分について説明いたします。今月は4件申請が出ております。はじめに、議案書の1ページ目、番号49番から説明いたします。対象農地は、大字花月〇と〇、〇です。地目は、台帳、現況ともに田となっています。面積は3筆合わせまして、3,797㎡です。譲渡人は〇さん、体調不</p>

良ため譲り渡したいとのことで、譲受人の○さんが譲り受けて規模を拡大するものです。こちら赤く丸で囲んでいる部分が、対象農地となります。農地の北側には、花月バイパスや花月ふれあい交流館、旧花月小学校がございます。航空写真はこのようになっております。字図はこのようになっております。赤で囲んでいるのが対象の農地となります。続いて、現況写真です。こちらが○の現況写真となります。続いて、こちらが○、○の現況の写真となります。こちら、筆は2筆ございますが、現況はこの通り1枚の田となっておる状況です。

続きまして、番号50番にまいります。対象農地は天瀬町塚田○、地目は、台帳、現況ともに田となっております。面積は922㎡です。譲渡人は○さん、遠方に住んでおり農地の管理ができないため譲り渡したいということで、譲受人の○さんが譲り受けて規模を拡大するものです。対象農地は、こちら赤丸で示しているところになります。農地の北側には、五馬中学校がございます。こちらが航空写真となります。続いて、こちらが字図です。こちらが現況の写真です。赤く囲んでいるところが対象の農地となります。

続きまして、2ページ目、番号51番になります。対象農地は天瀬町女子畑○ほか4筆です。地目は○が、台帳、現況ともに畑となっております。残りが、台帳、現況ともに田となっております。面積は全筆合わせまして1,496㎡です。譲渡人は○さん、高齢で農地の管理ができなくなったため、譲り渡したいとのことで、譲受人の○さんが譲り受けて新規就農するものです。こちらの案件は、前回の9月の総会で空き家バンクに付随した農地、別段面積の案件として承認いただいた農地となります。場所はこちら赤い丸で示しています5ヶ所になります。青い丸で示しているところは、空き家バンクの物件があるところになります。場所はJR久大本線が通っておりまして、近くには○がございます。こちらが航空写真となっております。こちらが字図です。赤で囲んでいる部分が対象農地となります。こちらが現況写真となります。○の現況写真です。こちらが○、○、○、○の現況の写真となります。○は、今回新規の就農者となります。奥様と2人で農業を行い、譲り受けた農地は、畑として利用し、トマトやナス、玉ねぎ、ニンジン等を栽培するようにしております。

続きまして、番号52番にまいります。対象農地は、大字小野○ほか9筆になります。地目は、全筆、台帳、現況ともに畑となります。面積は、全筆合わせまして、79,552㎡になります。譲渡人は○さん、管理ができなくなったため、譲り渡したいとのことで、譲受人の○さんが譲り受けて就農したいとのことです。譲受人の○さんは、前回9月の総会で農地所有適格法人の報告をさせていただいたところでありまして。こちら赤い丸で示して

	<p>いるところが対象の農地となります。農地の西側には千倉ダムがございまして、農地北側には譲受人である〇さんの牧場がございます。航空写真はこのようになっております。こちらが字図になります。赤で囲んでいる農地が対象の農地となります。こちらが現況の写真です。こちらが〇の現況の写真となります。続いて、こちらが〇の現況写真です。こちらが〇の現況写真です。こちらが〇の現況写真です。こちらが〇の現況写真となります。こちらが〇の現況写真です。こちら農地が細長いので写真が3枚ございます。〇の2枚目の写真になります。こちらが〇の3枚目の写真となります。続きまして、こちらが〇の現況写真となります。こちらが〇の現況写真です。こちらが〇の現況写真になります。最後にこちらが〇の現況写真となっております。今回農地を譲り受けます〇さんご自身で経営している牧場の家畜のエサ飼料作物を生産するようにしております。譲り受ける農地が79,522㎡とかなり大きいですが、農業に従事する者が、本人を含め7名いらっしゃいまして、トラクター3台を所有しておる状況となっております。</p> <p>3条の申請は、以上4件となります。ここで現地調査にご同行いただいた横田委員にご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>今説明のあったとおり、私ども現地調査では今回の3条の案件については、問題なかろうというふうに判断をしております。よろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。次にチェックシートの説明に参ります。チェックシートの資料のNo.1をご覧ください。今月のチェックシートが1ページございます。こちら全て各項目に該当しないことが許可の条件となっておりますが、全ての項目に該当しておりません。つまり、許可を出す分には問題ないということを確認いたしております。事務局からは以上となります。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>事務局の報告にあるように、また調査委員長のお話があるように、許可との結論でございます。皆さんの中で何かあれば、ご発言をいただきたいと思っております。よろしいですか。</p>
<p>調査委員 (横田秀喜)</p>	
<p>事務局 (小野芳也)</p>	
<p>議 長 (石井照久)</p>	



<p>議 長 (石井照久)</p> <p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>それではですね、別紙チェックシートのとおり、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけでしょうか。ご賛同の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、第1号議案は原案どおり決定いたしました。</p> <p>続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の件、3件でございます。事務局は、説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案3ページ、議案第2号農地法第4条についてです。今月は3件申請がありました。 まずは、番号20、大字有田〇で、地目は、台帳、現況ともに田、面積が765㎡の第1種農地です。申請人は日田市尾当町の〇さんです。農地を造成し、土地の利便性を高めたいとのことで、一時転用の申請です。造成後は、果樹園として使いたいとのことです。場所のご説明です。県立日田支援学校さんございまして、こちら赤く丸をしているところが申請地です。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。この画面の奥側から撮った写真がこのようになっております。この白いところですね、大体このコンクリートのブロックみたいになっているんですが、この辺ぐらまで高さを上げるということです。</p> <p>続いて、番号21です。天瀬町本城〇で、地目は、台帳は畑、現況が山林、面積が179㎡の第2種農地です。申請人は玖珠町の〇さんです。すでに植林しているものの許可を得ていなかったため申請するものです。追認案件ですので始末書を徴取いたします。場所は、玖珠との境のところになります。慈恩の滝から、ずっと上って行った赤く丸をしているところです。航空写真ではこのようになっております。この道とこれ上に上がっていく道がまた別にあるんですけど、その間の三角形のような形の土地でございます。こちらが字図で、こちらが現況の写真で</p>
--	--

す。このように一面くぬぎが植わっております。植林されておまして、手前の方は15年から20年経っているものもありました。奥の方はまだ細い木、若い木がございましたので、非農地証明の20年経っているからという理由では難しいということで、4条の追認という整理をしております。

ページをめくっていただきまして、番号22です。大字上野〇で、地目は、台帳は畑、現況が雑種地、面積が102㎡の第3種農地です。申請人は日田市若宮町の〇さんです。既に駐車場や進入路として利用しているものの許可を得ていなかったため申請するものです。こちら追認案件ですので始末書を徴取いたします。場所は北側には〇さんがございます。南側には〇さんがございまして、バイパスがあったその真下になる部分の土地でございます。航空写真はこのようになっております。赤い印をしているのが、4条の申請地です。黄色はこの案件と関連します5条の場所でございます。このお家がありますここが5条で後ほど出てくる方の家で、その人の倉庫をここに建てたいということです。ここの土地とここの土地の間にこの4条の〇がございまして、ここも農地として残すのであれば、ありえないのですが、ジャンプして行ってここの倉庫にたどり着くとか、そういうことになってしまうので、じゃあここをどんなふうにしますかとお尋ねしたら、ここを通り道にしますという返事を頂いています。よくよく伺うと、もうすでに農地の様子ではないということでございました。なおかつ、ここに今回引っ越してくる方、ここの倉庫を建てたい方が来る前にもう今の土地の様子になっていたということなので、あくまで転用行為をしたのは、今の土地の所有者、今回の申請者の〇さんでございますので、4条申請、今の所有者の転用の追認という整理の仕方をしております。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。手前の、画面でいうと下半分、この部分が4条の〇です。航空写真で見たほうが分かりやすいかもしれませんが、宅地の一部と言えるような様子になっております。使い方としては、車を止めたりということを使っているということですので、駐車場やこの奥へ行く進入路とういことでの整理をしております。

それでは現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。

調査委員  
(横田秀喜)

今事務局から説明がありましたように、ちょっと20番の土地、この土地について表土が美しいと感じられる方が多いと思いますけれども、25日の現地調査の時は、6分の5ぐらいの表土を剥いでいました。6分の1は一番奥にあり、少し表土が残っている状態で、このままでは駄目ですよ、ちゃんと埋め戻しをして農地に返して

	<p>再度申請しないとできませんよということで、28日の調査委員会で会長、副会長を含めて、そういう協議をいたしました。今朝農業委員会事務局が現場を確認したら、ちゃんと埋まっているということで、私も1時前に現場を見てきましたが、ちゃんと埋め戻しをしています。一番奥に表土が6分の1ぐらい残っていましたが、それだけじゃ足りないので、再度剥いだ表土をここに入れて農地に戻しているということでございますので、この件については問題ないだろうということで、判断をいたしております。よろしく申し上げます。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>ありがとうございました。今ご覧いただいている写真は、今朝確認に行った時に撮ったものでございます。それではチェックシートについてです。チェックシートは資料No. 1の2ページ目、3ページ目でございます。20番の案件ですね、こちらが立地基準で該当するとなっております。理由としては、第1種農地だから原則転用できないということでございます。一方で例外的に許可できるもののなかに、農地造成の一時転用であればよいというものがございまして、この点には問題ないと考えております。そのほかの項目に該当しないということを確認できておりますので、許可できるものと考えております。私からは以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。事務局の議案説明ですね、及び調査委員長の説明にあるように、2件追認ということでございます。皆さんの中で何かあれば、ご発言いただきたいと思っております。よろしいですか。</p> <p>それではですね、別紙チェックシートのとおり農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただきましょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(全員挙手)</p> <p>はい。ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり許可相当といたします。</p> <p>続きまして、5ページですね、議案第3号農地法第5条の規定による事業計画変更申請の件、1件でございま</p>

<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>す。事務局は説明をお願いしたいと思います。</p> <p>議案5ページ、議案第3号、農地法第5条の計画変更についてです。今月は1件申請がありました。</p> <p>既に宅地分譲用地で許可を得ており、そのとおりに施工されておりますが、区画数を変更したいとのことでの申請でございます。番号4、大字庄手〇で、地目は、台帳、現況ともに田、面積が561㎡です。令和3年8月24日付で宅地分譲用地2区画として許可を受け、既に造成されております。そのため、議案書の下半分のことです、変更後の欄の現況は宅地としております。転用者は日田市田島本町の〇さんです。変更の理由ですが2区画として計画していたものの造成工事を行うと当初の予想より土地が狭く感じられたため1区画として利用したいとのこと。場所をご説明いたします。近くには〇さんがございまして、赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。当初の計画ですけど、赤い枠で囲んだ1筆ですね、おおよそ黄色の点線のように2区画に分ける予定でしたが、これをこの土地に1筆を1区画としてしたいということです。申請に至るまでの経過といたしましては、このご相談を受けた際に、そういったご相談内容や状況をこのまま県に伝え、対応方法を検討いたしました。その結果、計画変更で対応すべきとのことでしたので、今回の申請に至っております。こういった経過はございますが、転用目的の区画数を2区画から1区画に減らすことについてご審議いただきたいと思っております。</p> <p>それでは現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思っております。</p>
<p>調査委員 (横田秀喜)</p>	<p>当初2区画で計画されていたようですが、県の指示に基づいて申請をやり直したということなので、問題ないだろうというふうに判断いたしております。よろしく申し上げます。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>ありがとうございました。私から以上です。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。議案第3号ですね、事業計画変更申請の件でございます。ご承認いただけますでしょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いしたいと思います。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は原案どおり許可相当といたします。</p>
	<p>続きまして、6ページですね、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請の件、5件でございます。事務局は説明をお願いしたいと思います。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>はい、議案6ページ、議案第4号、農地法第5条についてです。今月は5件申請がありました。</p>
	<p>番号44、大字内河野〇で、地目は、台帳、現況ともに畑、面積が75㎡の第1種農地です。譲渡人は日田市内河町の〇さんで、譲受人は日田市内河町の〇さんです。申請地を宅地拡張用地として住宅を増築し、洗濯物を干したりするスペースを設けたいとのことでの申請です。こちらは第1種農地でありますので原則許可できませんが、不許可の例外、つまり許可できる条件のうち既存施設の拡張が1.5倍までの範囲で認められるものがありますので、こちらに当てはまると考えております。場所のご説明です。北側には石井小学校や少し離れておりますが五和振興センターがございまして、赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが譲受人の方の住宅です。それを赤く囲んでいる形のように譲り受けたいということです。こちらが字図です。現況の写真がこのようになっております。もともと広い筆だったのをこの申請に合わせて、おおよそですけど赤の線のような形で分筆し、申請に至っております。</p>
	<p>続いて45番です。大字十二町〇で、地目は、台帳、現況ともに畑で面積が238㎡の第3種農地です。譲渡人は福岡県の〇さんで、譲受人は日田市高瀬本町の〇さんです。申請地を譲り受け、一般住宅として利用したいとのことでの申請です。場所が〇さんの北側、国道の1本奥にある道沿いの赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのような形になります。このあと現地の写真をご覧くださいますが、黄色の矢印の角で写したものになり</p>

ます。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。こちらももともと広い1筆だったのを、申請に合わせて赤の形で分筆しているものでございます。

では、ページが変わりまして、番号46番です。大字上野〇で、地目は、台帳は田、現況が畑、面積が416㎡の第3種農地です。譲渡人は日田市若宮町の〇さんで、譲受人は日田市上野町の〇さんです。申請地を譲り受け、家財道具などを入れる倉庫を作りたいとのことでの申請です。こちらは先ほど4条で追認でございました案件と関連するものです。場所が上野のバイパス沿いの赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。赤く印をつけているのが、今回の申請地です。こちらが字図で、こちらが現況の写真です。先ほど4条の時にご覧いただいた写真の画面奥側から撮ったものがこのようになっております。土地が縦に長いので、この画面の奥側から写したものがこちらの写真です。土が黒っぽくなっているところ、ここに建てる計画ということで伺っております。

続いて、47番です。大字大肥〇で、地目は、台帳、現況ともに田で、面積が2,150㎡の第2種農地です。譲渡人は福岡県の〇さんで、譲受人は日田市大鶴町の〇さんです。申請地を譲り受け木材置場として利用したいとのことでの申請です。場所のご説明です。北側には大明小中学校がございまして、近くには〇さんがございます。そこから川を挟んだ反対側の土地でございます。航空写真で見るとこのようになっております。写真がちょっと古いので、現地もこういったハウスはないようになっております。現地の写真は黄色の矢印のような角度で撮っております。こちらが字図で、こちらが現況の写真です。製材所されておりますその敷地を広げて、木材を置いたりするスペースとして使いたいということでございます。

ページをめくっていただきまして、48番です。天瀬町馬原〇で、地目は、台帳は畑、現況が畑と雑種地で、面積が186㎡の第2種農地です。譲渡人は日田市天瀬町の〇さんで、譲受人は日田市天瀬町の〇さんです。既に土地の一部を許可なく駐車場としており、また残った農地部分は物置をおいて使いたいとのことでの申請です。こちらの転用行為は譲受人がしておりますので第5条で整理しております。また、追認案件ですので、譲渡人と譲受人の双方から始末書を徴取いたします。申請地は東溪小学校や中学校の近くにある赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。こちら北側にあるところにですね、譲受人の方が営む美容室がございまして、そこのお客様が停める駐車場だったり、ご自身が停めたりすると思いますが、そういう使い方をする

	<p>ために、すでに駐車場にしているということです。ちょっと画面上見えるかわからないですけど、ここに若干黒っぽいものが写っております。こちらがお墓でございますが、そこは今回の申請地の外にあるということで確認できております。こちらが字図で、こちらが現況の写真です。このように一部駐車場になっております。画面の奥に一段高いところがございますが、その上がこういった畑になっております。この部分は持ってくるだけの物置を置いて使いたいということでございます。</p> <p>それでは現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。</p> <p>調査委員 (横田秀喜)</p> <p>はい。5条についても現地を見ましたけど、問題はなかろうと思っております。最後に説明のありました48番は始末書の案件でありますけど、5条については問題なかろうということで、調査委員会のほうではなっております。審議の方をよろしくお願いします。</p> <p>事務局 (太郎良悠希)</p> <p>ありがとうございます。それではチェックシートについてです。5条につきましては、資料No. 1の4ページと5ページでございます。全ての項目に該当しないことが許可の条件です。番号44の件はですね、立地基準が該当するになっております。こちらは、案件のご説明で申し上げたとおり、第1種農地ですが、許可できるよう要件のうち、既存施設の拡張1.5倍まで認められております。こちらにあてはまるものとして考えておりますので、いずれについても許可できるものと考えております。私からは以上です。</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>ありがとうございます。事務局の議案説明及び調査委員長の説明にあるように、問題はないというようなことでございます。皆さんの中で何かあれば、ご発言いただきたいと思います。</p> <p>はい。飯田委員どうぞ</p> <p>8番 (飯田隆)</p> <p>8番飯田です。48番を出してください。ここの上の部分現況は畑ですね。ここは現状は畑でいいですが、いま駐車場になっているところは雑種地がいいんですかね。</p>
--	---

<p>議長 (石井照久)</p>	<p>事務局、お願いします。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>はい。駐車場や資材置場これは雑種地として整理されている場合があると見受けられましたので、今回雑種地としております。</p>
<p>8番 (飯田隆)</p>	<p>じゃあ、基本的な駐車場の用地は雑種地という扱いですか。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>地目について、厳密に正確なお答えというのは難しいところではありますが、駐車場と資材置き場は雑種地と整理してる場合が多いと思います。</p>
<p>8番 (飯田隆)</p>	<p>はい。わかりました。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>他に何かございますか。</p> <p>はい。江藤委員、どうぞ。</p>
<p>4番 (江藤義幸)</p>	<p>4番の江藤ですけど、44番をもう1回説明してもらってもいいですか。</p>



<p>議長 (石井照久)</p>	<p>44番ですね。事務局、よろしいですか。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>はい、44番です。転用目的は北側にあります家の方が、この土地を譲り受けて住宅を拡張したいということです。拡張してその何の部分になるかという、洗濯物を干したりする場所に屋根と壁のついたものを作りたいということです。上から見るとこういった位置関係になっておりまして、現地を見るとこのようになっています。</p>
<p>4番 (江藤義幸)</p>	<p>今この時点では、申請地はここの家の持ち物じゃないということですね。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>そうです。</p>
<p>4番 (江藤義幸)</p>	<p>使っているということですね。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>おそらくそういうことだと思います。</p>
<p>4番 (江藤義幸)</p>	<p>こっちの持ち主は何とも言ってないのですね。</p>

<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>今使っていることに関してですか。そこについては特に事務局は何も伺っていません。</p>
<p>4番 (江藤義幸)</p>	<p>こっち側の方は隣接地として敷地を結構持っていたのですか。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>そうですね。今ご覧いただいているこの字図、これのほぼ正方形ですね、この形がもともとの土地の形です。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>航空写真でみると、この赤い部分を含んだものになります。</p>
<p>4番 (江藤義幸)</p>	<p>この一部を譲り受けるということですか。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>そうです。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>もう分筆されているということですか。</p>
<p>4番 (江藤義幸)</p>	<p>そうです。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>そうです。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>分かりました。</p>
<p>4番 (江藤義幸)</p>	<p>分かりました。</p>

<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ほかに何かございませんか。ありませんか。</p> <p>はい。なければ、この件につきまして、別紙チェックシートのとおり農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>ご承認いただきましょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい。ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号は原案どおり許可相当といたします。</p> <p>調査委員長、終了でございますが、何か一言お願いします。</p>
<p>調査委員 (横田秀喜)</p>	<p>今回、夜明、大鶴、市ノ瀬、塚田の方面を回りましたが、ちょうど10月の終わりで稲の刈入れが終わっているのを見たんですけど、やっぱり土地の補助整備がされて近くに農作業を受委託する個人なり有限会社があるところは比較的農地が的確に管理されている、逆に5畝だとか3畝とか、比較的農地の少ないところは荒れ地が多いということで問題になっておるんですけど、そういう農作業受委託する人たちに、田への進入路、畔の改修、水路の改修あたりを、農業委員会としても支援していったほうがいいんじゃないかと、課題じゃなくて現況の問題として何か一緒に考えていきたいと思っております。今回そういうふうに感じました。ありがとうございました。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>お疲れ様でございました。</p> <p>それではですね、9ページに入りたいと思います。議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地</p>

<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>利用集積計画の農業委員会の決定の件、新規2件、再設定4件、中間管理事業（一括方式）新規3件、解約2件でございます。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画の適否についての判断を依頼され、また、本市の基本構想に適合するとともに、権利者が経営地の全てを効率的に利用し、必要な農作業を常時従事する者として作成されたものでございます。それぞれの委員の方々のエリアにおいてご確認をお願いします。問題があれば、挙手をしてご発言いただきたいと思ます。</p> <p>よろしいですか。それでは、計画の要請の内容は別紙チェックシートのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の確保及び基本構想の各要件を満たしていると考えます。ご意見がほかになかったらご承認いただきましょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はい、ありがとうございます。承認したいと思います。</p> <p>続きまして、15ページですね、議案第6号相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書発行について、1件でございます。事務局は説明をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、議案第6号、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行についてです。今月は1件申請があがっております。</p> <p>まず1番ですが、城町1丁目〇と城町2丁目〇で、登記地目、現況ともにいずれも畑、面積が合計で3,930㎡です。申請人は亀山町にお住いの〇さんです。現在相続税の納税猶予を受けておる方です。今後も引き続き納税猶予を受けるために申請があったものです。場所ですが、市役所の交差点を北に上がりまして、県の総合庁舎をさらに北に上がって、〇がありまして、その裏手になります。ここが城町1丁目の1筆、〇のカーブのところを</p>
-----------------------	---

<p>推進委員 (高倉等)</p> <p>事務局 (櫻木悠輔)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>東に入ったところが1筆です。航空写真で見ますとこのようになっております。こちらが1丁目の字図で、こちらが現在の状況です。様々な野菜が植えられております。続いて、こちらが2丁目の方の字図です。現在の状況はこのようになっております。キウイの木が植わってございました。申請がありましたのは以上2筆です。</p> <p>ここで、現地調査にご同行いただきました高倉委員にご意見をいただこうと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>農地委員の高倉です。10月20日に現地を確認しました。1丁目のほうは3反と広い面積ですけど、立派に耕作をやってございました。2丁目のほうはキウイフルーツの棚もあり、管理もしております。奥には柿や柚子畑があります。以上です。問題ないかと思えます。</p> <p>ありがとうございました。事務局からの説明は以上です。</p> <p>はい。ありがとうございます。議案第6号です。何か質問される方、お聞きしたいことがあれば、お受けしたいと思いますが、よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>それではですね、議案第6号相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行についてでございます。農業委員会といたしまして証明書を発行したいと思えます。</p> <p>次に16ページですね、議案第7号日田市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について、事務局から説明をお願いしたいと思えます。これは前回の定例総会で保留になったものでございます。説明</p>
---	--

<p>事務局長 (武内義則)</p>	<p>をお願いします。</p> <p>はい。16ページ、議案第7号でございます。先月上程させていただきましたけれども、先月は総会の後に農業振興課のほうから地域計画の説明を受けるという予定があったために、説明を聞く前は判断ができないということであり、保留になったものでございます。問題の点でございますけど、議案の20ページをお開きください。20ページの左側の一番上ですね、①「地域計画」目標地図の素案の作成についてのところでございます。変更した点を二重線で引いたところを今回変更しております。今回は目標地図の作成を追記いたしまして、地域計画の作成から、地図の素案作成とポイントを絞った表現をこういうふうにいたしました。以前は地域計画の作成に取り組むという表現でありましたけれども、少しポイントを絞りまして、目標地図も素案を作成に取り組むという表現で改定させていただこうと思っております。ほかのところについては、前回と提案させてもらったものと変更はありません。説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>事務局長のほうより説明がございました。何か皆さん方の中であれば、ご発言いただきたいと思えます。はい、原田委員どうぞ。</p>
<p>17番 (原田文利)</p>	<p>はい、17番の原田ですけど、前回地域計画を作成するというところで、農業委員会、農業振興課がどこまで関わるかわからないということで、表現の仕方からいえば、地域が進めていく協議会やアンケートなどは農業委員がしなければいけないというような誤解を生むような表現になっているということで、今回はこういうふうで明確に目標地図の素案の作成ということで、今までは、農地パトロールしながら農地の現況を調査しているわけですけど、目標地図を作成することになれば、逆に農地の方向性が見えるようになっていくから、今やっているパトロールがもっと明確に農地の活用まで見えてくるということで、ぜひこういった進め方ならいいなと思えますので、この表現ありがたいと思っております。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。他にある方発言よろしいですか。はい、高倉等委員、どうぞ。</p>
<p>推進委員 (高倉等)</p>	<p>これは何年度目標とか期限とかそういうのがあるんですか。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>今ですね、会議の中で出てきている話はモデル地区として3地域を先にするという事です。3月いっぱいまでです。そのあと2年間のうちに残りの地域をやっていこうかという話になっているようでございます。</p>
<p>推進委員 (高倉等)</p>	<p>じゃあ、大体大まかなプランということですね。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>モデル地区だけを先にやりましょうかということですね。実際アンケートを発送して回収方法を考えてですね、大体ほとんど回収出来たら、推進委員、農業委員は動かなくてもいいと思うんですけど、返ってきたアンケートに対して、地図上に塗っていくということですね。一応そういう流れになっていると思います。</p>
<p>推進委員 (高瀬俊和)</p>	<p>何かほかにございませんか。はい、高瀬委員、どうぞ。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>この資料を作るのには、地域の人と、私たちも出席しなくちゃならないのですが、地域の人が、昔だったら、生産組合長さんとか自治会長さんとか、そういう場を設けていくようなことが必要じゃないかなと思うんですよね。それで、生産組合長さんの名前とかわからないから、農協とかに聞けばいいというようなところになるんですけども、やっぱり一体性が、地域農業の活性化とか言いますけれども、具体的な手法をどうふうにやっていったらいいのか。個人的に聞くとそれは個人情報ですから教えられませんとか言うことが出てきます。だから、そういう一体性をどこでまとめていくのか。私たちが声かけた時には出していただけなのか。ちょっとわからないところがありますので、委員会からこういう縦の流れ、横の流れをスムーズになるようにしないと、何か</p>

	<p>事務局は一生懸命こうやります、私たちは現場でどうしたらいいかわからないという格好になろうかという気がしますので、方針はわかるんですけども、もう少し都合よくあるためにはどうしたらいいかということも、もうちょっと内容検討をしていただきたいがというふうに思います。それと、農地は点在をずっとしていますので、一つのブロックの中の隅から隅までの農地を、5畝だとか3畝だとかの農地をそこまでこう把握して、それをどうするのかとか、飛び地はどうしたらいいのか、どこにあるとかそこまで把握するなど、無駄な努力をしなくちゃいけないのかというその懸念もありますので、こう決めたらある程度まとまった地域とかそういうのを指定するとか、丘陵地なんですけど谷あいの農地とかいうのははずしていただきたいと、それをまとめようってとてもじゃないような感じがします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>今の件につきましては、農業委員会としまして農業振興課と協議を重ねながら、まず一番大事なことは、回収方法なんです。今高瀬委員の言われたとおり、地域にいる方が一番回収しやすいと思うんです。そういうところについては、これから考えながら、協議しながらしていきたいと思います。</p> <p>はい、中島幸一郎委員、どうぞ</p>
<p>推進委員 (中島幸一郎)</p>	<p>中島です。先月、総会のほうを出席していなかったもので、状況があまり把握できてないのですが、今の話の中で、農業振興課から集落戦略というプランが出来ていますね。これは、各保全組合に対して、説明があって、今年度いっぱい作りなさいというようなことで、図面をいただき、これから6年から10年後の集落の状況を作りなさいというふうに来ているんですね。いま聞くと農業振興課から来ているんですけど、これも農業振興課でこういうことをやってくださいというもので、いくつものプラン、農地プランがあるし、これからどうゆうふうにならしていくのか、私はたまたま保全組合長をやっているから、その集落戦略の会議にいましてこれだけのものを作るということで、うちの地域の中で皆を集めながらやっているのですが、そこらあたりはどうなるのですかね。これとはまた別の話ですかね。</p>
<p>推進委員</p>	<p>それはそれだけど、実質的にはあまり変わらないことをやっていくんですよね。これ見たら、中山間事業でや</p>



<p>(中島幸一郎)</p>	<p>っているところとやっていないところもあるんですよ。これで自分の担当区域を集めてそういうふうに行って、それからアンケートとかをとって行く、というようなことをやっていくということもありますよね。いくつも絡んでしまうんですよ。何回も集落戦略のアンケートまでとはいかないですけど、各家庭に事情聴取をやりながら作っていくんですよ。これを同じようにやっていくんですかね。同じものを何回もやると、この人たちなんなんだということになるんで、そこら当たりの整理をできてればいいですけど、私たち事務をやっている立場としてはですね、これはどうなのか、各家庭で1回すればすむような話ですよ。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>中島委員、よろしいですか。中山間事業はですね中山間事業です。人・農地プラン、地域計画は、以前実質化に向けた人・農地プランを作ったところがございます。そこが主体になっていきます。いま言われたとおり、中山間事業に入っていない地域もございます。実際は一応今ある人・農地プランを作られているところに、あとから入ってくることはできるということなんですよ。中山間事業の戦略とはちょっと違うと思います。</p>
<p>推進委員 (中島幸一郎)</p>	<p>それでですね、戸別訪問もやっていたんですね。各家庭に戸別訪問で行ったのをある程度集計して、ここはどのくらいということはおわかってきたんですけど、中山間事業で家に行きますね、家のほうは1戸ですから、あちらが来るこちらが来る、同じようなことを答えていくというのはどうなんかなと思います。事業は別です。確かにそうです。でも、受け答えをする家は同じ家じゃないですか。それをの整合性といいますか、農業振興課との間をうまく連携していけるんですかね。そこがちょっとわからなくなって、すみません。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>中山間事業の申請については、来年3月までに提出するようになっていきますね。それはそれでいいと思いますし、これは農業振興課が言ってきたことです。中山間事業は中山間事業で行っていただかないとしょうがないですね。5年先、10年先の地域の農地のどういうふうになっていくかを、地図に落としてみていくと思いますので、これはこれでなんとかこれをお願いしたいと思いますし、エリアが、人・農地プランで実質化になっているところは、アンケートが終われば、もう終わりになります。農業委員会のする仕事はですね。なんとかそれをお願いしたいと思います。ほかになにかございますか。中嶋委員、どうぞ。</p>

<p>推進委員 (中嶋ひとみ)</p>	<p>いま中島さんがおしゃっていたように、1軒に同じようなアンケートがなんか何枚も来ているみたいですね。私自身も2種類はこの人・農地プラン以外の似たようなアンケートに答えて送っていることがありますけど、具体的にどことどの部署から来ているアンケートで、その結果とかはどうなっているのかとかはおわかりになりますでしょうか。アンケートに回っても同じようなもの何回も書かされていると言われたことがありますので、そういったことを教えていただけたらうれしいです。よろしくお願いします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>実はうちもいくつも来ています。中嶋委員のところだけではないです。中山間事業については、1反当たりのお金があるじゃないですか、それは絶対必要なものだと思います。 木薮委員、どうぞ。</p>
<p>推進委員 (木薮一敏)</p>	<p>私たちが、この目標地図の素案を作るのに具体的にどうしていくのかというのが見えないんです。ですから、不安なんです。だから、事務局で具体的に時系列など作って頂きたいです。中島委員が言われたような中山間事業なんかも絡めれば、うまいこといくようなことはできませんかね。私は、このことについては農業振興課の仕事だと思うんです。これをしないと農業振興課は何の仕事するのかと私は思うんですけどね、そういうことをいってもどうにもなりませんので、こういうふうで農業委員会がするとなっていれば、私たちにわかりやすく図形かなんかでこうだよと、アンケートを出してそれを回収して全部返ってくるかと今会長言われましたけれども、そういうこともなんか書いてくれるとわかりやすいんじゃないかなという気がします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、事務局と農業振興課のほうで協議をしていると思います。私が確認したのは、一応アンケート出します、プライバシーの件で回収できないところはできないと思います。回収できなかったところに農業委員、推進委員の方が行っていただくという形になると思います。素案の地図に色を塗ったりするのは、事務局のほうですということのようです。一応、アンケートの回収が一番の目的だと思います。何回も木薮委員の言われたとお</p>

<p>15番 (美野英俊)</p> <p>議長 (石井照久)</p> <p>推進委員 (中島幸一郎)</p>	<p>り、農業振興課の仕事ではないですかということ、私も早く言いました。でも、一応国のほうから農業委員会となっています。私が語れるのはそれまでです。仕事の内容については、時系列でと木藪委員の言われたとおり、それは全員の方々に配布したいと思います。</p> <p>美野委員、どうぞ。</p> <p>15番の美野です。実は、明日の晩役員会するわけでございますけど、実質集落営農として受けたのは大体今年の場合6丁6反ぐらいしかしておりませんが、これが来年からまた法人に頼もうということで依頼がありますけど、もう受けきれません。特に水の関係で問題があるし、それに戸別訪問をして名簿を作っても、もう行き場がないわけです。同じところには何回も行かれませんが。そういう問題もいろいろあってですね、今地図におとすのをここ何年かしましたので、大体わかってきています。法人として頑張っているのは、今39戸で6丁6反ちょっとあります。総面積からいけばかなりありますけど、今から先は特に足場の悪いところや水が取れないようなところを作ってくれということは難儀しております。</p> <p>さっき中島委員が言われた中山間地の中で地図に色を落としていくじゃないですか。あれは提出しなくていいそうですね。</p> <p>ただですね、私はあの地図を中山間事業で作れば、農地等を利用してこっちのほうで作成されるというようなことをすれば、中山間事業といっても私が推進委員をやっている地区は、伏木、市ノ瀬、秋原があるんですよ。それぞれに保全組合があって、それぞれに同じようなことをやっている、そんな中で推進委員として何をするかというと、データを使ってやってもいいし、農業委員会で農業振興課に出したものと同じものができるような形になれば、若干違うかもしれないけど、このデータを使っていけば、いちいちそれぞれがアンケートとか戸別訪問とかしなくてもいいんじゃないかと一瞬思ったんです。だから、ある程度根幹をきちんとさえしとけば、いろんな考え方、部署によって農業委員会や農業振興課といっても、データはもともと1個といえば1個だしその土地も動かないから、その手を使っていくならば、その考え方で、農地利用は農業委員会、農業振興課は担い</p>
--	---

	<p>手をやっていくとかいうようなことを捉えていけば、そんなにないと思うんですけど、そこは整合性をどうなのかという話だけです。以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>中島委員、中山間事業ですが、農家の方はすべて入っていますか。田んぼとか畑とか全部入っていますか。中山間事業の支払いを受ける時です。入っていないところがあるんじゃないですか。</p>
<p>推進委員 (中島幸一郎)</p>	<p>だからですね、その入っているところを入っていないところありますけど、アンケートをとるときに同じようなデータをとれば、その中から引き出していけばいい話じゃないんですか。だから、言われるように入っていないところをどうするかというのは、お互い話し合っこのデータまではここまでは作っていかうというようなことをすればいいんじゃないかと思います。各農家にあちこちからアンケートとか調べ物が来るといのは、本当に面白くないんじゃないかと思うんです。そういうことです。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>わかりました。協議いたしますけど、おそらく地域計画、人・農地プランについてはですね、1筆ずつすべてをいれていかなくちゃならないと思います。中山間事業は今荒廃地になっているところはおそらく入っていないし、農振に入っていないところはできないというところもあると思うので、そういうことで、人・農地プラン、地域計画というのは、農業委員会のほうで目標地図の素案作りをしたいと思います。はい、原田委員。</p>
<p>17番 (原田文利)</p>	<p>はい、今言われたのは、農業委員会がどこまでするか、また関わり方ですよね。それがいま議論になっていると思いますが、まず今年はどういったやり方の手順を明確にするために、モデル地区を3地区作って、その中で大鶴が対象となっているわけです。作りながら、さっき中島委員が言うように、中山間事業の収集した資料などを使えばいいと思いますし、いずれにしても地域計画は農業振興課が作るんですよ。それで農業委員会は目標地図の素案を収集したデータをもって、作り上げる、そして行政に提供するって格好で、将来の担い手耕作者を最初から明確に作るのではなく、徐々に作り上げていかうということですから、まず1年で必ずできるものではないと思います。今できる範囲で1年やって年々色濃くしていく、農地の方向性を確実にしていくと、まったく</p>

<p>議 長 (石井照久)</p> <p>1 2 番 (川津清則)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>農地として使った様子のないものを農地から外していくと、今後は農地の方向性が明確になっていくから、農業委員会としては、逆にそのほうが無駄に農地を守る、無駄というのはよくないのですが、守れない農地も守るということじゃなくて、有効な農地を守るということを明確にしていくという方向で行くと、この地域計画の在り方は賛同するんですけど、やりながらですね、検討すべきじゃないかなと思っています。私も一番懸念しているのは2年間でどこまでできるかということですが、できる範囲でいいというような国の指導もあるようですから、それをみて、やっていけばいいかなと思っておるところであります。</p> <p>はい、川津委員どうぞ。</p> <p>今年度、モデル地区に指定されている大鶴地区と上・中津江地区で、来年3月までに作成しなければいけないです。実際もう半年しか時間がありません。今農業振興課といろいろ話をしていかなければいけないのですが、まだ1回も会合を開いておりません。まだ、状況的に何をやっていけばいいのかという不安がありますけど、今の段階では来年の3月で作成するというございますので、とりあえずうちの地区においては、中山間の代表、多面的の代表、あと各振興局も力を合わせて、現状の地図と10年後の目標地図の作成をしようと考えて、やっていこうと思っております。だから、来年の3月までにはなんとか作成を終わらせなければと思っております。私たちの作成状況を途中経過でもいいから、皆さんのほうに報告をしていければと思っておりますので、ご協力のほどをよろしくお願いします。以上です。</p> <p>はい。ありがとうございます。木薮委員どうぞ。</p>
---	--

<p>推進委員 (木薮一敏)</p>	<p>すみません。お願いします。21ページ上から3行目の④、これ表現をもう少し強くして積極的にできるような方法はありませんか。県下でどのくらい対応したかわかれば教えていただきたい。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>はい。④農地の所有者確知することができない農地の取り扱いというところだと思いますが、これは平成30年に基盤法が改正されてできるようになったものと思いますが、日田市はこの制度を使ったものは1件もありません。県内でははっきり覚えないですけれども、中津市とかは利用していたと思いますが。</p>
<p>推進委員 (木薮一敏)</p>	<p>豊後大野市で1件あったと聞いています。それ以降はどうなのか、現行の制度ができて5年になりますよね。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>豊後大野市のほうでしたかね。今はっきり覚えてないのですが、これは簡単に使えるかというところ、この制度を利用して最終的には中間管理事業を使って、その農地を借りてもらうということが条件なので、ただ所有者がわからない農地をすればいいというものではないというところがちょっと難しいところですよ。</p>
<p>推進委員 (木薮一敏)</p>	<p>あなたに言うわけではありませんけど、これについては、私は提案したことがあります。もう4年以上になりますが、全然進んでいないです。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>所有者がわからない農地で荒れている苦情は、今年特に多くなっております。ただ、この制度を利用してということになると、最終的には中間管理事業で借りていただくということが条件になっているので、なかなか日田市ではこの制度を利用して貸し借りまでというのができないという実情ではあります。ただ、県内の状況については少し調べたいと思いますので、よろしくお願いします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>木薮委員、よろしいですか。 それでは第7号議案です。先月保留させていただきましたけど、この件に関しましてよろしいですか。ご承認い</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ただけましようか。ご賛同いただける方は、挙手をお願いしたいと思います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい。ありがとうございます。全員賛成でございます。</p> <p>続きまして、議案第8号11月調査委員の選任につきまして、日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱第3条の規定に基づき、選任するものでございます。私からの指名でよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは、6番綾垣和子委員、11番河津裕治委員、17番原田文利委員の3名の方をお願いしたいと思います。</p> <p>続きまして、6番、その他  です。事務局、説明をお願いいたします。</p> <p>6番、その他</p> <p>(1) 農業者年金加入推進強化月間について</p> <p>(2) 11月現地調査 日 時 11月24日(木) 午前9時～</p>

※ 調査委員

(3) 11月調査委員会

日 時 11月29日(火) 午前9時～

※ 会長、副会長、調査委員

(4) 11月定例総会

日 時 12月 8日(木) 午後2時～

会 場 7階 大会議室

(5) 行事日程

11月21日(月) 常設審議委員会(大分市)(会長)

11月22日(火) 農地利用最適化推進大会

(6) その他 ・「10月分農業委員会活動記録簿」の提出日

・「10月戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

これで、本日のすべての日程を終わります。お疲れ様でした。



以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和5年1月10日

議 長 会 長

署 名 委 員 8 番

署 名 委 員 1 2 番